

**令和5年度 稚内市職員採用試験
(令和6年度採用)
受験案内**

消防職【高校卒】



稚 内 市

令和5年度 稚内市職員採用試験

(令和6年4月1日付採用)

稚内市職員採用試験を次のとおり実施します。

1 募集職種及び採用予定者数

区分	職種	採用予定者数
高校卒	消防職	1名程度

2 受験資格

次の要件をいずれも満たすこと。	
年齢等要件	平成13年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校（以下「高校」。）を卒業又は令和6年3月卒業見込みの人（高等学校卒業程度認定試験に合格若しくは令和6年3月までに合格する見込みの人を含む）
身体要件	① 視力が、両目とも裸眼視力0.3以上、又は両目とも裸眼視力0.1以上かつ矯正1.0以上で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。 ② 聴力が左右とも正常であること。 ③ 消防吏員として職務遂行に必要な体格、体力を有し健康であること。

※ 大学・短大・高専・各種学校で一定以上の単位を取得している場合は、高校卒区分では受験できません。不明な場合はお問い合わせください。

（取得単位数等を確認するため、成績証明書等の提出を求める場合があります。）

※ 次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

日本国籍を有しない人、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法

	試験	出題分野	内容
第一次試験	基礎能力検査 (SPI3)	「コミュニケーション力」「思考力・判断力」「新しい知識の吸収力」「応用力」などの基礎になる能力に関する検査	検査時間 110分
	体力検査 (実技)	身体検査及び基礎体力測定	—
第二次試験	面接試験	人物試験	個別面接 及びグループ ワーク
	性格適性検査 (Web)	意欲・態度や性格面の特性に基づく職場での行動傾向に関する検査	検査時間 35分
	消防適性検査	消防職員としての適応性に関する検査	検査時間 20分

※ 第二次試験は第一次試験合格者のみが対象です。

4 試験日時及び会場

	日時	会場
第一次試験	令和5年9月24日(日) 午前9:30~15:00頃	稚内地区消防事務組合 消防本部 (稚内市港5丁目1番37号)

第二次試験	《性格適性検査（Web）》 令和5年10月中旬から下旬	各自受験可能な場所
	《個人面接及び集団面接（グループワーク）、 消防適性検査》 令和5年10月29日（日）	稚内市役所 （稚内市中央3丁目13番15号）

【性格適性検査の実施について】

- ・ 第一次試験合格者に、第二次試験（性格適性検査）の受検案内のメールを送信しますので、その内容に従い通信環境が整った場所で受検してください。
- ・ 受検は、インターネットが接続可能なスマートフォン、タブレット又はパソコンで行ってください。なお、受検に要する通信料等は受験者の負担となります。

5 受付期間及び申込方法

項目	内容
受付期間	令和5年8月9日（水）から令和5年9月7日（金）まで
申込方法	<p>・ 稚内市ホームページ上から申込してください。</p> <p>※ 顔写真は、最近3か月以内に撮影したもので、帽子をつけずに上半身を写したもののアップロードしてください。</p> <p>※ <u>別途、健康診断書（別紙様式使用。または別紙様式の項目がすべて記載されたもの。令和4年7月以降の受診による検査結果に限る。）を9月15日（金）までに郵送願います。</u></p> <p>【送付先】 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所 人事厚生課</p> <p>※ 第二次試験に、以下の書類が必要になりますので、あらかじめ用意しておいてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終教育機関の卒業（見込み）証明書 ・ 最終教育機関の成績証明書

6 合格発表

第一次試験	令和5年10月上旬（本人宛に通知します。）
第二次試験	令和5年11月上旬（本人宛に通知します。）

7 採用年月日

令和6年4月1日を予定しています。ただし、地方公務員法第22条の規定により6か月間は、条件付採用になります。

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（条件付採用）

第22条 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を1年に至るまで延長することができる。

8 給与等（令和5年4月1日現在）

項目	内容
給与	◆給料月額 154,600円 ※ 初任給は、経歴に応じて加算される場合があります。 ※ このほか、支給要件に応じて通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給されます。
休暇等	年次有給休暇、結婚、忌引、出産等の休暇のほかに育児休業制度等があります。

【問い合わせ先】

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

稚内市企画総務部人事厚生課

直通 ☎ 0162-23-6385

e-mail jinjikousei@city.wakkanai.lg.jp